

(スペイン刑事訴訟法)

全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/procesopenal.html> です。

(令和5年12月作成)

## (第1編)

### 第12章 司法統計に関する裁判官および裁判所の義務

第247条 治安裁判官は、毎月、前月に審理した軽罪の裁判報告書を、該当する(自治州)高等裁判所長に送付する義務を負う。

第248条 予審裁判官は、関連する(高等裁判所の)刑事裁判部長または県控訴院長に、前月中に開始した、進行中および終了した予審手続きの報告書を毎月送付する。

第249条 上述の裁判部長または県控訴院長は、(自治州)高等裁判所所長に、四半期ごとに、予審裁判官から毎月受け取った事件の概要報告書と、四半期中に自己の裁判所で進行中および終了した訴訟事件の概要報告書を送付する。

四半期は裁判年度(\*año judicial)の初めから数えられる。

(訳者注：año judicial (裁判年度)とは、9月1日またはその次の開廷日から翌年の7月31日までで、8月は裁判所は原則休暇に入る。)

第250条 (自治州)高等裁判所長は、各四半期の最初の月に、治安裁判官および県控訴院から受け取った報告書を要約した報告書を恩赦・司法省に送付する。

第251条 最高裁判所の第二裁判部と第三裁判部は、四半期中にそこで進行中また判決された破棄請求の報告書を恩赦・司法省に送付する。

(自治州)高等裁判所の刑事裁判部または最高裁判所の第三裁判部、あるいは大法廷で構成された最高裁判所が、それらに特に委託された刑事事件を開始した、または、判決を下した場合、恩赦・司法省に直ちにこれを通知し、必要に応じて、判決の公証謄本を送付する。

第252条 裁判所は、そこで犯罪によりなんらかの刑罰が科される確定判決および被告人の不出廷が宣告された(裁判所)決定の承認された報告書を恩赦・司法内に設立された被告人・受刑者中央登録局(Registro Central de Procesados y Penados)に、その目的のために送られた書式に従って、直接送付する。

第253条 刑事事件で有罪確定判決を下した裁判所は、その実質部分の公証謄本を予審手続きが行われた場所の予審裁判官に送る。

第254条 各予審裁判官は、受刑者登録簿(Registro de penados)というタイトルの冊子を管理する。

この冊子のページには、予審裁判官とその統治書記官 (Secretario de gobierno : 第 228 条の注参照) によって番号が付けられ、押印され、イニシャルが記される。

この冊子に、前条で表示された公証謄本が要約される。

第 255 条 すべての予審裁判官は、受刑者登録の規定と同じ様式で、不出廷宣告被疑者登録簿 (Registro de procesados en rebeldía) と題された別の冊子も所有する。

この冊子には、被疑者が不出廷と宣告されたすべての訴訟事件が登録されており、不出廷宣告被告人がでた都度、それぞれの欄に登録される。

第 256 条 県控訴院または (高等裁判所) 刑事裁判部は、予審手続きの終了後に不出廷を宣告された被疑者を登録するため、前条で表示された冊子を備える、

第 257 条 本章の規定を害しないで、恩赦・司法省は、関連規則を通じて、その省内に組織されるべき犯罪統計サービス部 (servicio de la estadística criminal)、および、それに関連して裁判官および裁判所が遵守しなければならない規則を設定する。